

東京



## 通信 Vol. 33

東京都後期高齢者医療広域連合  
東京都後期高齢者医療広域連合は、後期  
高齢者医療制度を運営する特別地方公  
共団体（自治体）です。

令和4年(2022年)  
9月10日発行

▶ 令和4年10月1日からお使いいただく新しい**保険証**は

**水色**に変更となります。

現在の保険証  
(藤色)  
令和4年  
9月30日まで

現在の保険証（藤色）は、  
9月30日まで破棄しない  
ようにご注意ください。

後期高齢者医療被保険者証  
被保険者番号 01234567  
住所 千代田区飯田橋三丁目5番1号

有効期限  
令和4年 9月30日

氏名 広域花子  
生年月日 昭和5年12月30日 性別 女  
資格取得年月日 平成20年4月1日  
発効期日 平成20年4月1日  
交付年月日 令和4年8月1日  
一部負担金の割合 1割  
保険者番号 39131234  
保険者名 東京都後期高齢

この保険証を  
使うのは  
2か月間のみ

新保険証

(水色)

令和4年10月1日から

後期高齢者医療被保険者証  
被保険者番号 01234567  
住所 千代田区飯田橋三丁目5番1号

有効期限  
令和6年 7月31日

氏名 広域花子  
生年月日 昭和5年12月30日 性別 女  
資格取得年月日 平成20年4月1日  
発効期日 平成20年4月1日  
交付年月日 令和4年10月1日  
一部負担金の割合 1割  
保険者番号 39131234  
保険者名 東京都後期高齢者医療広域連合

新しい保険証（水色）は  
9月末までに  
お住まいの市区町村より  
すべての被保険者に  
お届けします。



有効期限が過ぎた保険証は、

10月1日以降、個人情報の取り扱いに注意のうえ、  
ご自身で破棄してください。

※これは見本です。お届けするものと色味等がやや異なる場合があります。

▶ 医療費の自己負担割合に  
新たに「2割」が追加されます。

令和4年10月1日から、医療機関等の窓口で支払う医療費の自己負担割合が、現行の「1割」または「3割」に、新たに「2割」が追加され、「1割」「2割」「3割」の3区分となります。

令和4年9月30日まで

区分	自己負担割合
現役並み所得者	3割
一般所得者等	1割

令和4年10月1日から

区分	自己負担割合
現役並み所得者	3割
一定以上所得のある方	2割
一般所得者等	1割

一定以上所得のある方は、  
現役並み所得者を除き、自己負  
担割合が「2割」になります。

見直しの背景や自己負担割合の判定基準については、P.2をご確認ください。



# 令和4年10月1日からの自己負担割合の判定基準

令和4年10月1日から令和5年7月31までの自己負担割合は、令和4年度の「住民税課税所得」※や、令和3年中の収入・所得にもとづき決まります。

## ※「住民税課税所得」とは？

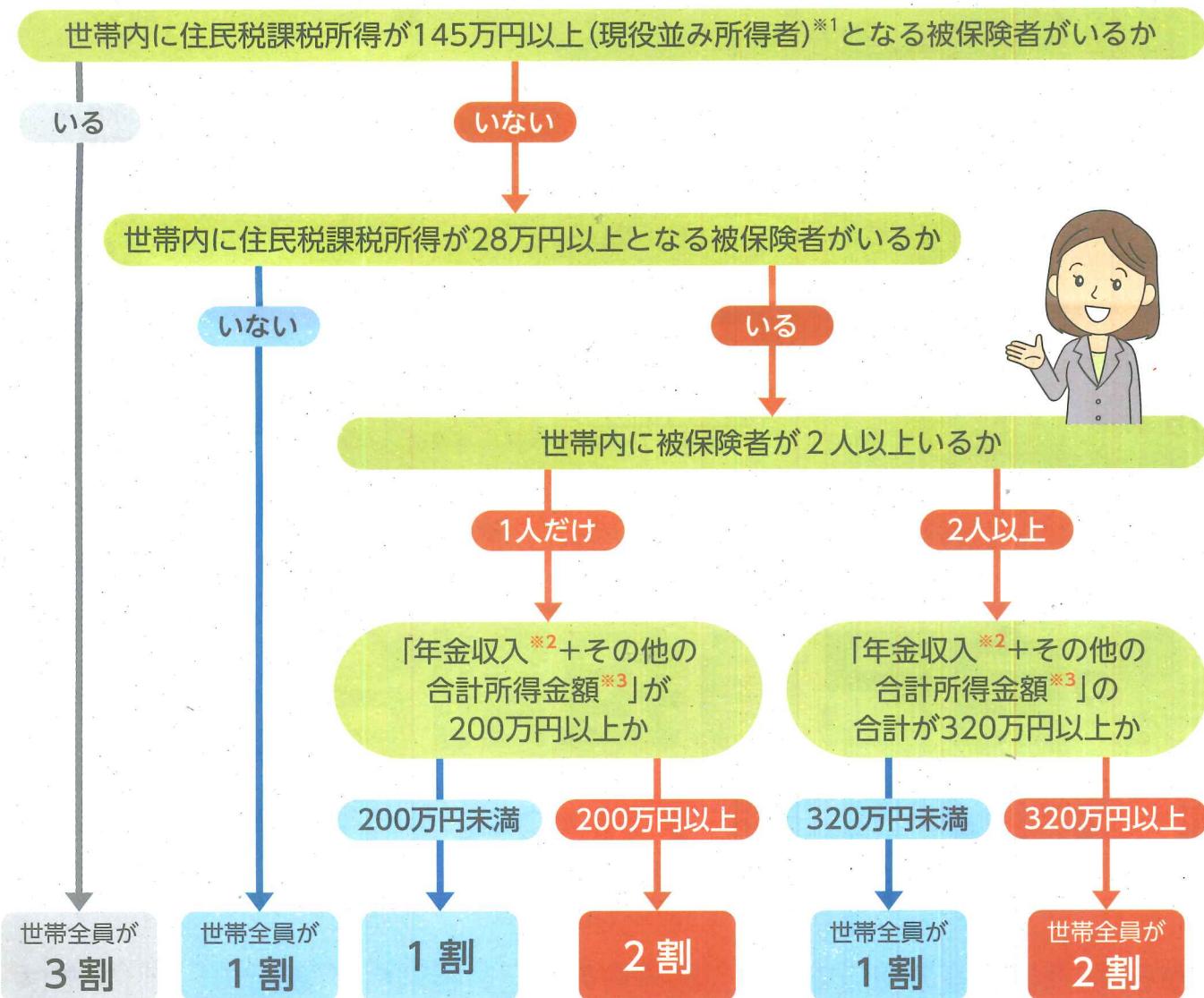
総所得金額等 - 各種所得控除

住民税課税所得とは、総所得金額等から各種所得控除を差し引いて算出したものをいいます。お住まいの市区町村から送付された住民税の納税通知書等で確認できます（「課税標準額」や「課税される所得金額」と表示されている場合があります）。

## 令和4年10月1日からの自己負担割合の判定方法

令和4年度の住民税課税所得や令和3年中の収入・所得をもとに、世帯単位で判定します。

### 【自己負担割合判定チャート】



※上記のフローチャートで3割や2割となった方でも、住民税非課税世帯の方は、1割負担となります。

### 見直しの背景

令和4年度以降、団塊の世代が75歳以上となり始め、医療費の増大が見込まれています。また、後期高齢者の医療費のうち、被保険者が窓口で支払う負担を除く約4割は現役世代の負担（支援金）となっており、今後も拡大していく見通しとなっています。今回の自己負担割合の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくためのものです。

### 後期高齢者医療制度の医療費の財源内訳（総額約18.4兆円）

※令和4年度予算ベース

1.5兆円	1.5兆円	現役世代からの支援金 6.9兆円	公費（税金）8.0兆円
その他 自己 負担	後期高齢者 医療保険料		

今回の制度見直しの背景等に関するご質問等は、厚生労働省コールセンター ☎0120-002-719にお問合せください。

（月～土 9:00～18:00 ※祝日を除く）



## 自己負担割合が「2割」となる方への負担軽減 (配慮措置)

令和4年10月1日から令和7年9月30日までの3年間は、自己負担割合が「2割」となる方の急激な自己負担額の増加を抑えるため、  
**外来医療の自己負担増加額の上限を1か月当たり最大3,000円まで<sup>※1</sup>とします。**

上限額を超えて支払った金額は高額療養費として、あらかじめ登録されている金融機関口座に支給<sup>※2</sup>します(払い戻します)。

※1 配慮措置の計算は外来医療のみの適用となり、入院医療の計算には用いられません。

※2 支給は、支給対象月から最短で約4か月後となります。

### 負担を抑える配慮措置が適用される場合の計算方法

【例】1か月の外来医療費全体額が「50,000円」の場合

自己負担割合1割のとき…①	5,000円
自己負担割合2割のとき…②	10,000円
負担増(②-①)…③	5,000円
自己負担増加額の上限…④	3,000円
支給(払い戻し)等(③-④)	2,000円



1か月の自己負担額の増加を  
3,000円に抑えるための  
差額を支給します(払い戻します)。

### 高額療養費の口座登録をお願いします

事前に口座登録を済ませることで、円滑に高額療養費の支給を受けることができます。

2割負担となる方で高額療養費の口座が登録されていない方には、**高額療養費支給事前申請書**を令和4年9月末までに送付します。

お手元に届きましたら、必要事項を記入し、同封の返信用封筒で**令和4年12月2日(必着)までに郵送してください**。申請には①被保険者証のコピー、②振込先の金融機関口座確認書類のコピーが必要です。高額療養費支給事前申請書の記載方法等については、お住まいの市区町村ではなく、同申請書に記載のあるコールセンターにお問合せください。

※事前に申請ができなかった場合は今後、高額療養費が発生した際に高額療養費支給申請書を送付します。

**書類は必ず  
郵送します**

- 厚生労働省、広域連合や市区町村が、電話や訪問で口座情報の登録やATMの操作をお願いすること、キャッシュカードや通帳等をお預かりすることは絶対にありません。
- 不審な電話があったときは、最寄りの警察署(#9110)やお住まいの地域にある消費生活センター(188)にお問合せください。

### 令和4年10月1日から1か月の自己負担限度額が変わります

配慮措置導入に伴い、令和4年10月1日から令和7年9月30日までの1か月の自己負担限度額が下表のとおり変更となります。

#### 1か月の自己負担限度額(令和4年9月30日まで)

負担割合	所得区分	外来+入院(世帯ごと)	
		外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
3割	現役並み所得Ⅲ 課税所得690万円以上	252,600円+(10割分の医療費-842,000円)×1% (多数回140,100円 <sup>※2</sup> )	
	現役並み所得Ⅱ 課税所得380万円以上	167,400円+(10割分の医療費-558,000円)×1% (多数回93,000円 <sup>※2</sup> )	
	現役並み所得Ⅰ 課税所得145万円以上	80,100円+(10割分の医療費-267,000円)×1% (多数回44,400円 <sup>※2</sup> )	
1割	一般	18,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 (多数回44,400円 <sup>※2</sup> )
	住民税 非課税等 <sup>※1</sup>	8,000円	24,600円
	区分Ⅱ		
	区分Ⅰ		15,000円

#### 1か月の自己負担限度額(令和4年10月1日から)

負担割合	所得区分	外来+入院(世帯ごと)	
		外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
3割	現役並み所得Ⅲ 課税所得690万円以上	252,600円+(10割分の医療費-842,000円)×1% (多数回140,100円 <sup>※2</sup> )	
	現役並み所得Ⅱ 課税所得380万円以上	167,400円+(10割分の医療費-558,000円)×1% (多数回93,000円 <sup>※2</sup> )	
	現役並み所得Ⅰ 課税所得145万円以上	80,100円+(10割分の医療費-267,000円)×1% (多数回44,400円 <sup>※2</sup> )	
2割	一般Ⅱ	6,000円+(10割分の医療費-30,000円)×10%または 18,000円のいずれか 低い方を適用 (年間上限144,000円)	57,600円 (多数回44,400円 <sup>※2</sup> )
	一般Ⅰ	18,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 (多数回44,400円 <sup>※2</sup> )
	住民税 非課税等 <sup>※1</sup>	8,000円	24,600円
	区分Ⅱ		
	区分Ⅰ		15,000円

※1 区分Ⅱ…住民税非課税世帯であり、区分Ⅰに該当しない方

区分Ⅰ…①住民税非課税世帯であり、世帯全員の所得が0円の方(公的年金  
収入は80万円を控除、給与収入は給与所得控除後さらに10万円  
を控除し計算)、または②住民税非課税世帯であり、老齢福祉年  
金を受給している方

※2 診療月を含めた直近12か月間に、高額療養費の支給が3回あった場合の4

回目以降から適用になる限度額(多数回該当)。ただし、「外来(個人ごと)の限度額」による支給は、多数回該当の回数に含みません。

なお、現役並み所得の被保険者は、個人の外来のみで「外来+入院(世帯ごと)」の限度額に該当した場合も、多数回該当の回数に含みます。

この多数回該当の回数には、それまで加入していた医療保険(他道府県の後期高齢者医療制度、国保、健康保険、共済)で該当していた回数は含みません。



レンジで簡単!

# いきいきレシピ

## 麻婆豆腐

つくってみよう!



お問合せは

「広域連合お問合せセンター」へ

制度のことは

保険料の支払い方法や個人情報を含むことは

制度についてわからない点などは、お気軽にお問合せください。

ハロー コウイキ

**0570-086-519 FAX 0570-086-075**

PHS・IP電話の方は **03-3222-4496**

土曜日、日曜日、祝日および年末年始を除く9時から17時まで受け付けています。



ハロー 75

※質問内容や要望等を正確に把握し、オペレーターの応対内容に過誤がないかを確認するなど、サービス品質の維持・向上のために通話内容を録音しています。

お住まいの市区町村の担当窓口へ



お住まいの 市区町村の 後期高齢者医療制度 担当窓口

市区町村名	担当窓口	電話番号
あ 青ヶ島村	総務課	04996-9-0111
昭島市	保険年金課	042-544-5111(内線) 2174~2176
あきる野市	保険年金課	042-558-1111(内線) 2428~2429
足立区	高齢医療・年金課	03-3880-6041~03-3880-5874
荒川区	国保年金課	03-3802-3111(内線) 2391~2392
い 板橋区	後期高齢医療制度課	03-3579-2327
稲城市	保険年金課	042-378-2111(内線) 147~148~149
え 江戸川区	医療保険課	03-5662-1415
お 青梅市	保険年金課	0428-22-1111(内線) 2117~2118
大島町	住民課	04992-2-1462
大田区	国保年金課	03-5744-1608
小笠原村	村民課	04998-2-3113
奥多摩町	住民課	0428-83-2182
か 葛飾区	国保年金課	03-5654-8212~03-5654-8528
き 北区	国保年金課	03-3908-9069
清瀬市	保険年金課	042-492-5111(内線) 1217~1218
く 国立市	保険年金課	042-576-2125
こ 神津島村	福祉課	04992-8-0011(内線) 71
江東区	医療保険課	03-3647-3166
小金井市	保険年金課	042-387-9834
国分寺市	保険年金課	042-325-0111(内線) 319
小平市	保険年金課	042-346-9538
狛江市	保険年金課	03-3430-1111(内線) 2287~2288
し 品川区	国保医療年金課	03-5742-6736
渋谷区	国民健康保険課	03-3463-1897
新宿区	高齢者医療担当課	03-5273-4562
す 杉並区	国保年金課	03-5307-0651
墨田区	国保年金課	03-5608-1111(内線) 3217~3242
せ 世田谷区	国保・年金課	03-5432-2390
た 台東区	国民健康保険課	03-5246-1254
立川市	保険年金課	042-523-2111(内線) 1400~1402~1406

\*上記連絡先は、後期高齢者医療制度の担当窓口です。各事業(健康診査等)の担当とは異なる場合がありますので、ご注意ください。

広域連合ホームページ  
「東京いきいきネット」



いきいきネット 検索

ホームページ <http://www.tokyo-ikiiki.net>  
電子メール [call@tokyo-kouikicenter.jp](mailto:call@tokyo-kouikicenter.jp)

「後期高齢者医療制度のしくみ」



東京都後期高齢者医療広域連合  
〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-5-1  
東京区政会館15~17階

再生紙を使用しています